

## 第 9 回 自治基本条例策定委員会（会議概要）

### 1 日 時

平成 23 年 10 月 18 日（火） 午後 7 時 00 分から午後 9 時 20 分

### 2 会 場

湧別町文化センター TOM 研修室

### 3 出席者

#### （1）委員

石垣委員長、梅田・北村副委員長、伊藤・井上・植田・大崎・多田・槇・三品・柳沢・矢野・横幕委員（小川・久保委員欠席）

#### （2）オブザーバー

阿部総合支所地域振興課

（山田総務課長、山本住民税務課長、阿部教委生涯学習課長欠席）

#### （3）事務局（まちづくり推進課）

高山課長、佐藤課長補佐、斉藤調整係長、竹中調整係主任

#### （5）傍聴者

2名

### 4 会議資料

#### （1）第 9 回自治基本条例策定委員会議案

#### （2）資料 1 理念・原則を受けた制度の概要

#### （3）資料 2 事前提出意見集約取りまとめシート【情報共有ほか】

#### （4）資料 3 制度の担い手の具体化の概要について

#### （5）資料 4 事前提出意見シート【制度の担い手】

#### （4）資料 5 行政への町民参加について

#### （5）資料 6 みんなの条例であること

#### （6）資料 7 情報公開条例と個人情報保護条例の概要

#### （7）資料 8 各自治体の基本理念と基本原則 当日、追加配布

### 5 結果要旨

第 9 回自治基本条例策定委員会の会議概要を下記のとおりに記載します。

#### 1．開会・会議成立

委員定数 15 名のうち 12 名の委員が出席しているため、会議が成立していることを確認。（1 名については、遅れる旨の連絡あり）

#### 2．委員長あいさつ

先日、正副委員長と事務局で事前の打ち合わせを行い、その中でお互いの共通認識として事務局だけに負担を負わせるのではなく、皆さんで協

議し、皆さんの意見を十分反映しながら、会議を進めていきたいと思っています。

前回の会議では、ひとつのテーマを終わらせることができませんでしたので、今回はその積み残しを協議することになります。委員の皆さんに負担をかけてしまいますが、皆さんの協力を得ながら、会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 3. 確認事項

#### (1) 第8回策定委員会会議録の確認について

事前に2名の委員より簡易な修正の申し出があり、その旨を報告した。

### 4. 協議事項

#### (1) 自治基本条例「総則」について

##### 1) 用語の定義について

全体的なこと 前回からの継続

##### 【主な意見、感想】

用語の定義ですが、他の市町村の条例を見ますと出来るだけ用語の解説は控えているような感じがします。私は、ひとつでも多く用語の定義はした方が良いと思っています。

一般の方がわかりやすい条例というのは、なるべく日常的に使っている言葉を使った方がわかりやすく、出来るだけ条文ごとに用語の解説を付けるべきと思います。

条例上、用語を定義する場合には、最低限の誤解のないように確認をしておきたい用語に留めて、他の言葉については、条文の解説で整理する方がわかりやすいと思います。それから、話題になっている協働という言葉は、比較的新しい言葉ですから、定義が必要と考えます。

執行機関の定義について

##### 【主な意見、感想】

「執行機関」を「行政」と定義するのであれば、「町政」の定義も必要と思います。自治会が行う活動もまちづくりになるので、行政と自治会が行う領域をしっかりと区別して、行政機関、議会が行う自治の領域を「町政」と定義した方がわかりやすいと思います。

執行機関については、資料に記載のある「行政」ではなく「行政機関」と定義した方が良いと思います。執行機関とは、教育委員会や選挙管理委員会などの機関を指しているので、「行政機関」と定義した方が良いと思います。

「執行機関」を定義するなら、「行政」で良いのではないのでしょうか。  
委員長) 先ほど提案ありましたように、用語の定義については、町民、行政、町政、協働の4項目に仮押さえして、次に進みます。

(休憩：5分間)

## 2) 基本理念について

### 【主な意見、感想】

八雲町を例に基本理念の考え方として、一つ目は私たちのまちは私たちが作るということ。二つ目は、協働の精神を大切にしてみちを作っていくということ。三つ目には、持続可能な地域社会の創造を子供たちのために目指していくこと。この3つを基本にまちづくりを進めることを宣言されているので、良いと思います。

美幌町では町民憲章の精神を入れております。他の市町村では、あまり町民憲章あるいは市民憲章が入っていないようですが、旧湧別町、旧上湧別町に町民憲章が出来ていて、優しくわかりやすく子供が見てもわかるような表現になっています。その精神を理念にしてはというのがひとつ。もう一つは、理念の中に何を目標にするかということですが、主体的にまちづくりに関わることになれば、共通な町民憲章の語句も含めてですけど、目指すべき方向性みたいなものが不要でないかと思います。同時に目指すべき方向というのは、美幌町や川崎市には地域の福祉をあげていることでもありますので、理念の中に入れてはどうかと提案しました。

権利の前に責任というのを負わない、権利ばかりを主張する。そういう人たちが自分の問題を解決することって出来ないと思います。そのようなことを考えると、家族、親を思う気持ち、兄弟を思う気持ちが育たなければ、自治基本条例そのものが成り立たないと考えます。そういったことを考えると、家族を大切に、自然を大切にすることが大切で、自然を大切にするというのは、親和性を大切にすることと、共生の理念が生まれると思います。そういう意味を込めて私案を提出しました。

例えば、八雲町、美幌町、川崎市、上越市では、基本理念の書き方がかなり違ってきます。八雲町、美幌町は、基本理念にある立ち位置の中でまちづくりを進めていきますという内容になっています。一方で川崎市や上越市は、立ち位置よりも具体的な目指す方向を記述しているので、その辺の整理して議論すると良いと思います

八雲町の第3条には、「まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能な地域社会の創造を目指します。」という項目がとっても好きです。一番大事なことは、次の世代にバトンを渡すことを私たちが一番すべきことですので、この辺を条文に明確に規定したい思いはあります。

色々な条例を見比べると、八雲町の基本理念は漠然としていて、旧湧別町の条例は基本理念が7項目に分かれて説明しています。先ほど言われたように八雲町の第3条のように細分化しないで、漠然と記述するのか、そこのところを一つひとつ規定するのか、どちらかだと思います。

私も先ほど言われたように、ふわっとした表現の条例と、細かいと

ころまで細分化して規定する2通りと思います。町民憲章的な表現は誰が見てもわかりやすく、弾力のある記述にしておいた方が色々な面で良いのかなと感じています。

私も、広報のコメントにも書きましたが、家族を大切に、自然を大切にするという思いは、湧別町が目指していく道だと思います。

例えば、基本理念の考え方で、まちづくりを次世代に引き継いでいくながら、自然や家族を大切にするというような言葉で繋いでいくということを皆さんが今まで話をしているんですよね。ということであれば、理念としてその思いを忘れないでいうことですから、私も賛成です。

委員長)条文の表現を優しくするか、細分化するのかということですが、優しい表現にすること、自然や家族を大切にするという思いを踏まえることで仮決定します。

### 3) 基本原則について

#### 【主な意見、感想】

色々な条例を見せていただいて、表現の柔らかさなどを含めて八雲町の考え方が良いと思います。もう一つ皆さんで検討したいと思ったのが、上越市の「多様性の尊重の原則」という項目を皆さんで話し合ってみたいと思っています。(事務局から上越市条例の多様性の原則の考え方を説明)

ニセコ町、美幌町の条文では、「情報を共有して説明する」という部分がありますが、何か共有できるような表現、イメージが必要かなと思っています。さらに美幌町では、参加、協働、主体を取り上げていきますので、参考になると思います。

八雲町と美幌町の条例の違いは、八雲町では「まちづくりを推進します」、美幌町は「自治を推進する」となっています。僕は、「まちづくり」の方が理解し易いと思いますし、むしろ我々が主体的に意思が伝えられるのは、まちづくりの方がニュアンスとしては入りやすいと思いい、八雲町を例にあげさせていただきました。もう一つ、上越市の条例ですが、合併して大きな市となった背景があるので、僕も湧別町と旧上湧別町が合併してお互い尊重し合うというのは大事なことから、多様性尊重の原則を入れた方が良いのかなと思います。

多様性尊重の原則を基本原則に取り上げることは、ちょっと重たい問題です。当然のように一番ベースにあるべき問題で、協働の原則を謳う場合には、多様性尊重の原則があって、そのうえに協働が行われなくてはならない。多様性とは、何も町が違っていった人が一緒になっただけではなくて、例えば、世代間の多様性もありますので、ひとつの項目にあげないで、むしろ協働の原則の中で多様性を尊重するという思いを表現してはと思います。すごく難しい問題だと思います。難しいけど、当たり前の問題だと思います。

委員長) 町民主体、情報共有、協働、町民参加、そして協働の原則のなかに多様性尊重の考え方を踏まえることでよろしいでしょうか。そのように仮決定します。

#### 4) 条例の位置付け(最高規範性)について

##### 【主な意見、感想】

自治の基本にする、最高規範である。尊重でなく遵守するというところで、最高規範性を町民の皆さんに理解していただき、参加のための方法として実践していくためには、そういう考えが必要ではないかなと思います。

町政型か、自治型にするかということですが、皆でやりましょうということで自治型と思います。尊重か、遵守というところですが、人口1万人くらいの町の条例の中で、遵守という言葉は本来、相応しくないと思いましたが、皆で力を併せて、この精神に基きまちを作って行きましょうということでは、尊重の方が良いのかなと思いました。しかし、やはり大事なものだから、皆で守りましょうということで、悩んだ末、はっきり遵守と書いてある美幌町の記述が良いと思います。

委員長) 尊重にするか、遵守にするかということですが、皆で守るということで、意見を提出された二人からは遵守が良いのではということですが、位置付けですが、皆さんの意見のとおり自治型でよろしいでしょうか。(委員賛同)

#### (2) 自治基本条例「理念・原則を受けた制度」について

##### 1) 情報共有について

##### 【主な意見、感想】

情報が知りたい時に、役場の 課に行くことになるとと思いますが、情報を共有すると言っても、役場の方が多くの情報を持っていて、その情報を提供することを決めるのは役場だと思いますが、誰が責任を持って決めるんですか。黒塗りの部分があったり、3ページあるものが、2ページだったり、誰がそれを決めるんですか。(事務局から情報公開条例手続き等を説明)

決まったことだけを情報公開されて、それで満足する情報公開ではなくて、決まった過程までわかる、それを公開してもらえる条文が入る基本条例であってほしい。なぜそう決まったのか、知る手段がない。その手段を基本条例で謳って欲しいという部分が情報公開の新しい意味合いだと思います。

情報公開は、結局、政策が決まって、例えば保育所の統合、保育料金の値上げ、そういうことが決まった時には説明を受けるのですが、なぜそうなって、それを負担する人たちがどういう不利益を受けるのかということがきちんと議論されたのか、どうかの前段の部分が知らされていなくて、決まったことを説明されるということが往々にしてありますから、この部分については、もの凄く大切な部分です。

事前に提出されている委員の意見に賛同するのですが、旧湧別町の条例には、「政策決定に至る過程においては、わかり易く説明するよう努めます」とあります。説明責任を果たす、協働でまちづくりを行ううえで、一番大事なことは情報の提供としますし、決定した情報なんてどうでも良いんですよね。これからどんな政策を進めようとしているのか、行政がこれから一緒にやりましょうというスタンスにないと、協働のまちづくりなんて出来ないわけで、ここを情報の公開の中で、どのように表現していくことができるのかなと思います。とても大事だと思います。

私たちが情報を開示してくれれば良いと思いますが、どういった手続きを踏めば良いのか、その辺を含めて考えないとなりません。上越市の条例では、手続きまで踏み込んで書いてありますので、このようなことも必要ですし、本当に大事なことだと思いますので、検討した方が良いと思います。

委員長）申し訳ありませんが、時間となりましたので、次回に継続したいと思います。

(3) 次回協議テーマ「制度担い手の具体化の概要」について

次回の会議で、情報公開、町民参加、住民投票の協議が終わり次第、資料3を説明することとした。

(4) 次回協議テーマの意見集約について

意見集約シートを配布し、できる範囲で11月1日までに事務局へ提出することを依頼した。

(5) その他

第10回策定委員会の開催について

月 日 11月15日(火) 午後7時から

場 所 文化センター TOM 研修室

内 容 ・自治基本条例「理念・原則を受けた制度」について  
・自治基本条例「制度の担い手の具体化」について  
・意見の事前集約について

委員会の広報活動について

担当委員 楨委員、三品委員

締め切り 次回会議まで

(6) 閉 会

終了：午後9時20分